

和田小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和 6年4月1日 改定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、本校におけるいじめ防止に向けての基本的な考え方を定めるとともに、いじめの防止やその解決を図るための基本的な事項を定めることにより、児童が安心して生活し、さまざまな活動に取り組むことができるようにすることを目的とする。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校は、いじめはどの学校・学級にも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童が安心して学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめのない学校づくりに、家庭・地域の関係者等と連携し、全力で取り組む。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめは重大な人権侵害であり、人として絶対に許されるものではないということを見童に理解させるように努める。

2 いじめの定義と判断

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいじめと定義する。（暴力行為だけでなく、けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある人間関係等についての調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。）

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動することができる」子どもを育てる教育

①つながり合う集団づくり

学級集団や異年齢集団での活動を通して、互いに対する思いやりや助け合いの心を育てる。

②自己肯定感・自己有用感の育成

授業や行事、係活動や委員会活動などで、一人一人の活躍の場面を設け、周りから認められる機会を多く持つ。また、個人や学級で目標を持ち、それに向かって努力するとともに、振り返りをする事で自分や学級の成長を自覚するというサイクルを繰り返すことにより、自己肯定感を高める。

③体験活動の推進

宿泊体験学習や地域の方との交流を組み込んだ体験学習を計画的に実施し、児童同士や地域の方との絆を深め、助け合う心や地域を愛する心を育てる。

④人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめ防止等のための取り組みに係る評価項目を設け、学校におけるいじめ防止等の取組の改善に努める。

【学校評価項目の内容】

児童：困ったことや悩んでいることを家族や先生に相談するようにしている。

保護者：学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。

教職員：教育相談などで、個々の児童理解に努めている。

(3) いじめの未然防止

①「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践する。

②学び合う授業の創造

基礎的な学力を重視し、お互いの考えを交流し合いながら問題解決をし、充実感のある学習となるよう授業改善に努める。

③子ども同士をつなぐ集団づくり

学級目標を核としたつながり合う学級集団づくり、縦割り集団やペア学年での交流活動でつながり合う異年齢集団づくりを通して、子ども同士の結びつきを強め、安心して活動することができる環境をつくる。

④SOS の出し方に関する教育

子どもが悩みを抱えたときに、身近な信頼できる大人に助けを求めることができるようにすることを目的として、スクールカウンセラーと連携して授業を行う。

⑤インターネットや携帯電話等の使用に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての実態把握を行うと共に、インターネット上のいじめ等が、重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、適切な利用方法についての呼び掛けや意識づけをし、保護者に対して家庭でのルール作りについて啓発を行う。

⑥特別な配慮が必要な児童に対する特性を踏まえた支援

以下の児童を含め、特別な配慮が必要な児童に対する児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。

・発達障害を含む、障害のある児童

・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

・東日本大震災で被災した児童や原子力発電所事故により避難している児童

(4) いじめの早期発見

①丁寧な児童観察

毎日の健康観察を丁寧に行い、児童一人一人の言動や表情をきめ細かく観察する。生徒指導記録を活用して、全職員で情報を共有し、いろいろな角度から児童を注意深く見守る。また、日記指導などを通して児童の生活の変化にも気を配る。

②自己チェックシステムの活用

児童が自分の生活を振り返るための自己チェックを行い、学級担任が確認をすることにより、いじめの早期発見に努める。

③アンケートの実施

定期的にいじめについての実態調査を実施し、個人面談を行い、いじめの早期発見に努める。(児童は毎月、保護者は年1回2学期中ごろ)

④教育相談体制の充実

個別の教育相談を実施し、児童の心の状態や人間関係を把握したり、悩みを聞き取ったりして、早期の問題解決に当たる。また、日常生活での教職員の声かけ(チャンス相談)を行い、児童が気軽に相談できる体制をつくる。

⑤保護者や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して保護者との情報交換を密にするとともに、地域住民や関係団体との連携を深めることにより、家庭や地域における児童の情報が学校に届きやすい関係を築けるようにし、いじめの早期発見に努める。

⑥いじめ対策委員会への報告および情報の共有

いじめを発見したり相談を受けたりしたら、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有し、適切に記録する。

(5) いじめの事案対処

①組織的対応

いじめの情報を認知したときは、特定の教員が抱え込むことなくすぐに管理職及び生徒指導主事に報告し情報を共有し、「いじめ対応サポート班」を組織して対応する。被害児童を徹底して守り、加害児童に対してはその行動背景を考えながら、いじめは絶対に許されない行為であるということを徹底して指導する。

②保護者との連携

被害児童及び加害児童の保護者に対して、家庭訪問によりいじめの状況と今後の対応についての十分な説明を行い、学校における指導についての理解を得る。

③外部機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部機関の協力も得ながら早期解決を図る。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んだ後、3か月を経過していること。

②被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人及び保護者に面談等で確認すること。

(7) いじめによる重大事態の対処(「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務)

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合やいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(30日を目安とする)があると認めるときは次のように対処する。

①教育委員会への報告

重大事態が発生したことを、高浜町教育委員会へ報告する。

②事実関係の調査

いじめ対応サポート班を設け、事実関係を明確にするための調査を行い、いじめを受けた児童及び保護者に対して必要な情報を提供する。また、高浜町教育委員会へ必要事項を報告する。高浜町が事実関係を調査するときには、調査に協力する。

4 いじめ防止のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止、早期発見、事案の対処を効果的に行う組織として、「いじめ対策委員会」を設置し、定期的（月 1 回以上）に開催する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当
スクールカウンセラー、（家庭・地域・学校協議会会長）

<活動内容>

- ・学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・いじめ防止に関する具体的な年間計画の作成、検証、修正
- ・教職員の資質能力向上のための校内研修の企画・立案
- ・いじめや問題行動に関する情報収集、記録
- ・いじめの疑いに関する情報があったときの対応
（情報の共有、対応方針の決定、保護者との連携）
- ・いじめ対応サポート班の立ち上げ
- ・教育委員会や関係機関等との連携

*委員会開催までに、各教員（主に担任）は、生徒指導記録を参考に、いじめ防止のために取り組んだことや気になる児童を把握しまとめておく。

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解決に向けた取り組みを行う。

<構成員>

生徒指導主事、関係担任、養護教諭、教育相談担当等

<活動内容>

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者からの聴取等による情報収集
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・当該いじめ事案の対応の経過確認及び対応方針の修正
- ・当該いじめ事案の記録及び報告

(3) いじめ防止のための組織図

いじめ防止のための組織

